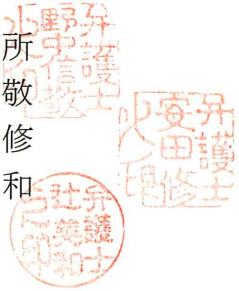


令和8年4月30日

日本粉末冶金工業会  
会長 園田修三 殿

大島総合法律事務所  
弁護士 野中 信 敬  
同 安 田 修  
同 辻 美 和



### 監査結果に関する報告書

当職（弁護士野中信敬）は、日本粉末冶金工業会（以下「貴工業会」といいます。）が令和7年4月1日より令和8年3月31日迄の期間に運営・開催した常任理事会、総務部会、広報部会、業務委員会、焼結機械部品技術委員会、軸受部会、プレス技術委員会、原料粉末技術委員会、射出成形粉末冶金委員会、マーケティング委員会、国際規格委員会、環境委員会、工業会賞選考委員会及び委員長連絡会に関し、「競争法コンプライアンス指針」（以下「本指針」といいます。）の遵守状況について、令和8年4月23日に監査を行いましたのでその結果について報告致します。

#### 1 監査の方法

監査にあたり当職は、同日、貴工業会事務室において常任理事会、各部会、各委員会、及び委員長連絡会の全議事録と主要な参考資料を閲覧・検討しました。

また、それらの検討に先立ち上同日、専務理事澤山哲也氏及び事務局総務・経理主査坂本季枝氏により、近時の業界の概況として、EV車への極端な移行の傾向が鈍化し、ハイブリッド車の評価が高まっていること等の外部環境の変化につき質問し、説明を受けました。また、貴工業会の当年度の活動状況については、今後委員会活動を更に活性化する前提として、各委員会の、意義、目的等につき、各委員会において意識的に再確認し、議事録にも記載するよう工業会から働きかけているとの説明を受けました。その過程で、マーケティング委員会については、製造業団体として突っ込んだ議論をしようとする、競争法上のコンプライアンスリスクが発生しがちであり、他方、当たり障りのない議論のみ行うのであれば、存在意義に乏しくなってしまう可能性があること等を勘案し、来期からは廃止することになったとの説明を受けました。

このように、必要な監査手続きを実施致しました。

#### 2 監査の結果

監査の結果、貴工業会の委員会の各会議は、議事録を監査した結果適切に運営されていると判断されました。

議事録上においては会議の開始にあたり本指針に則り議事がなされることが明確に宣言され、また、会議の終了時点において、議事の内容が本指針に反していなかったことを確認しております。

そして、各議事録の内容においても、競争法上のコンプライアンス問題に十分に配慮がなされ、会議運営が本指針に則ってなされていることが認められます。

よって、常任理事会、部会、委員会、及び委員長連絡会の各会議においてコンプライアンスに違反する重大な事実はないと判断致します。

また、令和7年4月1日より令和8年3月31日迄の期間において、当職に対するコンプライアンスに関する通報は発生しておりません。

以上